

特定技能外国人受入れに関する運用要領改正のポイント

(令和7年4月1日改正予定)



令和7年2月17日に公布された特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「特定技能基準省令」という。）の改正と同年3月12日に公布された出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「入管法施行規則」という。）の改正等に伴い、在留資格「特定技能」の運用が令和7年4月1日から変更されます。以下、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の構成に沿って変更のポイントについて説明します。

第1 特定技能外国人受入れに関する運用要領（本体）の改正のポイント

○ 第2章 第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ

1 機関の適格性に関する書類

(1) 令和7年3月31日までに受入れを開始している機関

入管法施行規則の改正に伴い、受入れを開始している機関の適格性については、1年に1度提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出」（以下「定期届出」という）において確認することになります。

そのため、次に掲げる書類については、在留諸申請において提出をする必要はありません。

(特定技能所属機関の適格性に関する書類)

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 業務執行に関与する役員の住民票の写し
- ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）
- ・ (特定技能所属機関の) 労働保険料の納付に係る資料
- ・ (特定技能所属機関の) 社会保険料の納付に係る資料
- ・ (特定技能所属機関の) 国税の納付に係る資料
- ・ (特定技能所属機関の) 法人住民税の納付に係る資料
- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

(2) 令和7年4月1日以降に初めて特定技能外国人の受入れを開始する機関

令和7年4月1日以降に初めて特定技能外国人の受入れを開始する場合は、当該在留諸申請において、特定技能所属機関の適格性に関する書類を提出する必要があります。在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い、かつ一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる次に掲げる機関等については、(1)で掲げる書類の提出を省略することが可能です。

(対象となる機関)

過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、在留諸申請をオンラ

イン申請、各届出を電子届出で行い（※）、かつ以下のいずれかに該当する機関

※ 令和8年4月1日以降に提出する定期届出において、提出書類の省略をするためには、オンライン申請及び電子届出を行うことが提出書類の省略を認める必須要件となりますので、定期届出において書類の省略を希望される場合には、オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

なお、提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。

○ 第5章 第2節 特定技能所属機関に関する基準等

1 特定技能所属機関に関する不正行為

特定技能所属機関の不正行為の類型として「へ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為」を追加します。

2 地域における共生社会の実現のために寄与する責務に関すること

特定技能基準省令の改正に伴い、特定技能所属機関の要件に「地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること」が加わります。

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対し、協力確認書を提出する必要があります。

○ 第5章 第3節 1号特定技能外国人支援計画の基準

特定技能基準省令の改正に伴い、1号特定技能外国人支援計画の要件として、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえたものが加わります。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村が実施する共生社会の実現のための施策を確認の上、支援計画を作成し、在留諸申請の際に、地方出入国在留管理局に提出する必要があります。

○ 第7章 第4節 特定技能外国人の受入れ困難時の届出

1 届出事由に関する整理

(1) 自己都合退職の申出があった場合の取扱い

自己都合退職の申出が特定技能外国人側からあった場合については、受入れ困難の事由とはせず、当該申出があった時点での届出の提出は不要とします。ただし、その後、当該外国人が退職した場合には、従前のおり「雇用契約終了の届出」を提出する必要があります。

(2) 1か月以上「特定技能」に基づく活動ができない場合

「特定技能」の許可後、受入れ機関において「特定技能」としての活動ができない場合には、受入れ困難に係る届出を提出する必要があります。

なお、特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情が生じた場合だけでなく、特定技能外国人が許可を受けた後に1か月経過しても就労を開始できない場合についても届出を提出する必要があります。

(3) 添付用の参考様式

前記(2)の1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書及び行方不明が判明した際の状況説明書の参考様式を追加します。

○ 第7章 第5節 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出（新設）

1 届出の概要

現行の「出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出」は廃止となり、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出」に変更されます。

現行は、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等（特定技能基準省令第2条第1項第4号り）のみが届出の対象でしたが、改正後は、特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号の基準を満たさなくなった場合に届出が必要となります。

2 届出事由

想定される届出事由は、主に、

- ・ 税金や社会保険料等の滞納が発生したとき（第2条第1項第1号不適合）
- ・ 特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき（第2条第1項第2号不適合）
- ・ 関係法律による刑罰を受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 実習認定の取消しを受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）

などが想定されます。

○ 第7章 第6節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出

1 提出頻度の変更

届出の提出頻度が四半期ごとから1年に1回に変更され、対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出いただくことが必要となります。

※ 当該届出を初めて提出する時期は、令和8年4月1日から同年5月31日となります。令和7年1月から同年3月を対象期間とする現行の定期届出については、現行の様式を使用し、同年4月1日から4月15日までに提出する必要がありますので御注意ください。

2 届出様式の統合及び提出方法の変更

現行の「特定技能外国人の受入れ・活動状況に関する届出書」と「支援実施状況に係る届出」を一体化し、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出書」として提出していただくこととなります。

また、当該届出については、特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に全部委託している場合は、特定技能所属機関が委託先の登録支援機関から支援の実施状況を取りまとめて提出する必要があります。

3 提出書類省略時の留意点

届出時点で基準に適合していることを誓約しており、過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、オンライン申請及び電子届出を活用することを誓約している機関（※）であって、かつ適正な受入れを行うことが見込まれる機関（1頁参照）については、定期届出において添付書類（一部を除く）を省略することが可能です。

※ 定期届出における提出書類の省略をするためには、オンライン申請及び電子届出を行うことが提出書類の省略を認める必須要件となりますので、定期届出において書類の省略を希望される場合には、オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。

※ 定期的な面談は、従前のおり、3か月に1回以上行う必要があります。

○ 第7章 第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（新設）

1 届出の概要

特定技能所属機関が自社支援をしている場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合には、当該認知の日から14日以内に、1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出を提出する必要があります。

2 届出事由

主に支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。

- ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合

※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。

- ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外

国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、特定技能所属機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等（※）を実施した場合（非自発的離職の発生により、公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。）

※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。

3 その他の留意点

- ・ 支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合については、本章第5節の特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出を提出する必要があります。
- ・ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。
- ・ その場合、登録支援機関から支援実施状況に関する届出第9章第2節第4（2）の1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書（参考様式第4－3号）が提出される必要があります。

○ 第9章 第1節 第3 登録拒否事由

登録支援機関に関する不正行為として、以下の類型が追加されます。

カ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為

ヨ 特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為

タ 1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為

○ 第9章 第2節 第4 支援の実施状況等に関する届出・報告

1 支援実施状況の届出

登録支援機関は、1年に1度、支援委託契約の相手方の特定技能所属機関を經由して支援業務の実施状況等を記載した書類を提出して届出を行う必要があります。

同届出については、特定技能所属機関が行う「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第3節）と同時に行われるため、特定技能所属機関と登録支援機関との間で支援実施に係る内容を支援の全部委託を受けた特定技能所属機関と共有し、特定技能所属機関と連名で提出してください。

※ 当該届出を初めて提出する時期は、令和8年4月1日から同年5月31日となります。令和7年1月から同年3月を対象期間とする現行の定期届出については、同年4月1日から4月15日までに提出する必要がありますので御注意ください。

2 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告（新規）

（1）報告の概要

登録支援機関は、支援の全部委託を受けた1号特定技能支援計画に基づく支援を実

施する際、支援の実施困難な事由又は支援の委託を受けた特定技能所属機関が基準不適合となったことを知った場合には、認知の日から14日以内に対象となる特定技能外国人が所属する特定技能所属機関を管轄する地方出入国在留管理局に報告することが求められます。

(2) 報告の事由

ア 支援が実施困難となった場合

同報告について、主に支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。

- ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合

※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。

- ・ 支援対象の特定技能外国人に関し、行方不明の発生又は死亡を知った場合

※ 今後の定期面談の実施が困難となることから、地方出入国在留管理局に報告を行う必要があります。

- ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、登録支援機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等(※)を実施した場合(非自発的離職の発生により、公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。)

※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。

イ 特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合

また、定期面談や相談等の支援業務を通じて、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合についても地方出入国在留管理局に報告を行う必要があります。

第2 参考様式の変更点

今回の運用要領の改正に伴い、以下の様式について改正を行います。新たな様式及び従前の様式からの変更箇所については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しますので、詳細についてはそちらを御確認ください。

1 参考様式共通の修正

届出書の様式について「住居地」記載欄を削除

※ 参考様式第3-1-1号及び参考様式第3-2号については、当該修正のみ。

2 従前の様式を廃止し、新たな様式に変更するもの

○ 参考様式第3-5号

- ・ 様式の名称を「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書」から「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書」に変更した上で様式の内容を変更。
- ・ 届出書の添付書類として参考様式第5-18号「基準不適合に係る説明書(特

定技能所属機関作成用)」を新設。

- 参考様式第3-6号
 - ・ 様式の名称を「受入れ・活動状況に係る届出書」から「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」に変更した上で様式の内容を変更。
 - ・ 参考様式の別紙1についても内容を変更し、複数の登録支援機関と全部委託をしている場合に使用する参考様式の別紙2（署名欄）を追加。
- ※ 当該様式については、令和8年4月1日以降（令和7年度分を対象とした届出）に使用を開始するもの。
- 参考様式第3-7号
 - ・ 様式の名称を「支援実施状況に係る届出書」から「1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書」に変更した上で随時届出として様式の内容を変更。
- 参考様式第4-3号
 - ・ 様式の名称を「支援実施状況に係る届出書」から「1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書」に変更した上で随時報告として様式の内容を変更。
 - ・ 報告書の添付書類として参考様式第5-19号「基準不適合に係る説明書（登録支援機関作成用）」を新設。

3 従前の様式の内容に変更を加えるもの（修正箇所は省略）

- 参考様式第1-5号（特定技能雇用契約書）
- 参考様式第1-17号（1号特定技能外国人支援計画書）
- 参考様式第3-1-2号（特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書）
- 参考様式第3-3-1号（支援委託契約の変更に係る届出書）
- 参考様式第3-3-2号（支援委託契約の終了又は締結に係る届出書）
- 参考様式第3-4号（受入れ困難に係る届出書）
- 参考様式第5-5号（定期面談報告書（1号特定技能外国人用））
- 参考様式第5-6号（定期面談報告書（監督者用））

4 新規様式として作成するもの

- 参考様式第5-14号（1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書）
- 参考様式第5-15号（行方不明が判明した際の状況説明書）
- 参考様式第5-16号（基準適合性に係る誓約書・特定産業分野に係る説明書）
- 参考様式第5-17号（基準適合性及び特定産業分野に係る説明書）
- 参考様式第5-18号（基準不適合に係る説明書（特定技能所属機関作成用））
- 参考様式第5-19号（基準不適合に係る説明書（登録支援機関作成用））

5 廃止となる様式

- 参考様式第1-9号（徴収費用の説明書）
 - ・ 必要な事項を参考様式「1号特定技能外国人支援計画書」（参考様式第1-17号）に組み込んだため廃止とするもの。

- 参考様式第1-30号（出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書）
 - ・ 提出書類省略のルールが変更となるため廃止とするもの。

第3 1号特定技能外国人支援に関する運用要領の改正のポイント

○ 第1（1）1号特定技能外国人支援計画の基準等

特定技能基準省令の改正により、1号特定技能外国人支援計画の要件として、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえたものであることが加わります。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画の作成・実施に当たっては、1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体が実施する共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）を確認し、これを踏まえて作成した1号特定技能外国人支援計画の下、適切に実施しなければなりません。1号特定技能外国人支援計画には、確認した市区町村名、その確認日及び確認方法を記入する必要があります。

○ 第2（2）出入国する際の送迎

従前の記載では、「留意事項」について、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両を利用して送迎する場合には、道路運送法違反となる可能性があることが示されていたところ、当該記載を充実させ、「生活支援サービスなどとの一体運送」であれば違反には当たらないことを説明する内容を追加するもの。

○ 第2（9）定期的な面談の実施、行政機関への通報

これまで対面により直接話をするとしていた定期面談について、オンラインを活用する際に、一定のルール内においてオンライン面談を実施可能とします。

活用の際のルールの概要は下記のとおりです。

- ・ オンライン面談の実施について面談対象者の同意があること
 - 特定技能外国人の同意の確認については、支援計画書において行うことができるよう参考様式を改正。
 - 特定技能外国人の監督をする立場にある者については、任意の様式で同意の確認をして差し支えありません。
- ・ 面談対象者の同意がない場合や、（過去に同意をしても）面談対象者が対面による面談を希望した場合は、対面による面談を実施する必要があります。
- ・ オンライン面談の様子を録画して、一定期間（特定技能雇用契約の終了の日から1年以上）保管し、地方出入国在留管理局から録画記録の閲覧の求めがあれば、これに応じる必要があります。
- ・ オンライン面談の結果、1号特定技能外国人の業務内容、待遇及び保護に関する事項において問題があることが疑われる場合や第三者による面談への介入が疑われる場合には、改めて対面による面談を行う必要があります。
- ・ オンライン面談の実施には、次の①から③の内容に留意して実施してください。
 - ① 円滑な支援の実施のためには、面談対象者との信頼関係を構築する必要があることから、受入れ後初めての面談及び面談担当者変更後の初めての面談については、

対面による面談を実施することが望まれます。

- ② オンライン面談を活用する場合であっても、1年に1回以上は対面による面談を実施することが望まれます。
 - ③ オンライン面談を実施する場合、周囲に面談対象者以外の者がおらず、面談対象者が第三者の影響を受けずに発言していることを確認し、その際には、
 - ・ 開始前に面談対象者に部屋全体を映してもらい、周囲に人がいないことを確認する。
 - ・ 開始前に面談対象者がイヤホン等を装着していないこと、別のモニターやマイクがないことを確認する。
 - ・ 面談対象者には、正面（カメラ）を向いて話すよう依頼する。
 - ・ 不審な点があった場合には、面談実施後に面談対象者に個別に連絡を取り、当時の状況を確認する。
 - ・ 面談時に毎回同じ質問を繰り返すのではなく、質問の順番を変える、質問の仕方を変えるなどして面談対象者の様子を確認する。 など
- ※ 定期的な面談は、従前のおり、3か月に1回以上行う必要があります。